

業のハント大ニ望ム人日ヨリ一工日ニ四倍業致リシランニシル

任遇 事業主は職三側ノ要求ニ是非ニ就テ他工場ニ比較調査シテ之
者要ナラザルニカ却テ優遇シテ己事判明ニテ之ヲ以テ職三側ニ要求
ハ合カ 忘認ム能ハト能ハク考極メテ強硬ナリ 田舎ヲナセリ

注意外ノ工場側ノ田舎ニ種職三側ニ直ク之ニカ善後策ニ就テ協議ヲ
要スルニ係ル 職三側ニトカ其ノ日ノ期ハ之ノ窮ニ至ルニ俟テ若

レ此ノ仍四倍業ヲ継続シ職首セラレカ家賃一同ノ此迄問題ニシテ以テ
必要事項之ハ労働賃額一割五分他上ニテ之ヲ断念シ

一 従来ノ労働時間午前七時ヨリ午後六時止中晝時間備休惣 午前
十時午後三時迄共介休惣ヲ午前七時ヨリ午後五時止中晝時間

一 従来ノ労働時間午前七時ヨリ午後六時止中晝時間備休惣 午前
十時午後三時迄共介休惣ヲ午前七時ヨリ午後五時止中晝時間